

第140回  
青森県都市計画審議会  
議事録

平成28年 6月23日 (木)

日 時：平成28年 6月23日（木） 午後2時から

場 所：青森ケーブルテレビ新町キューブ3階会議室

出席者：会長 氏家 良博  
委員 工藤 淳子  
委員 佐々木 弘子  
委員 篠崎 有香  
委員 田中 正子  
委員 馬渡 龍  
委員 松尾 元 （代理：浅沼 慶二）  
委員 川瀧 弘之 （代理：高橋 秀典）  
委員 永松 健次 （代理：藤澤 義人）  
委員 大塚 泰博 （代理：服部 修 ）  
委員 森内 之保留  
委員 熊谷 雄一  
委員 澤口 勝

以上13名出席

議 事 議案第1号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置  
(八戸市長許可) について

(司会)

皆様、お疲れ様でございます。お時間となりましたので、ただいまから、第140回青森県都市計画審議会を開会いたします。

(司会)

それではまず今回、第2号委員の人事異動により、委員に異動がございましたので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

弘前大学名誉教授の氏家良博様でございます。

一般社団法人青森県建築士会理事の工藤淳子様でございます。

青森県ビックウーマンの佐々木弘子様でございます。

特定非営利活動法人あおもり男女共同参画を進める会副理事長の篠崎有香様でございます。

公益社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございます。

八戸工業高等専門学校産業システム工学科准教授の馬渡龍様でございます。

続きまして、第2号委員は関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の松尾元様でございますが、本日は代理として浅沼慶二様が出席されております。

東北地方整備局長の川瀧弘之様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所の高橋秀典様が出席されております。

東北運輸局長の永松健次様でございますが、本日は代理として青森運輸支局の藤澤義人様が出席されております。

青森県警察本部長の大塚泰博様でございますが、本日は代理として服部修様が出席されております。

次に第4号委員は、県議会議員の方でございます。

森内之保留様でございます。

熊谷雄一様でございます。

また、本日、急遽ご都合により、ご欠席されておりますが、同じく第4号委員として、岡元行人様にご就任いただいております。

続きまして、第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。

青森県町村議会議長会会長の澤口勝様でございます。

また、本日は欠席されておりますが、第3号委員として青森県市長会会長の鹿内博様にご就任いただいております。

なお、本日の出席状況につきましては、委員全15名のうち、13名が出席となっております。委員の2分の1以上となりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。

今回から新たに幹事を務めます、青森県県土整備部都市計画課長の川村宏行

です。同じく幹事を務めます建築住宅課長の田澤藏光です。

それでは、議事に移ります前に、資料の確認を行わせていただきます。

まず1枚目は第140回青森県都市計画審議会次第、2枚目は委員名簿および出席状況、3枚目は委員席図となります。

次に、議案書です。

次に、A3判横の議案第1号の参考資料です。

次に、補足説明資料です。

最後に、パワーポイントを印刷した表紙が青色の資料です。

以上でございますが、不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、氏家議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(氏家議長)

はい。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

早速ですが、最初に慣例によりまして、私の方から議事録署名委員お二方を指名させていただきます。今回は篠崎委員と澤口委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(篠崎委員・澤口委員)

はい。

(氏家議長)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。議案第1号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）」について、ご審議をお願いいたします。議案の内容につきまして、事務局から説明してください。

(事務局)

八戸市都市整備部建築指導課参事尾崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。

説明に入る前に議案書の訂正がありますのでよろしくお願い致します。議案書3ページをお開き願います。中ほどに理由がございますが、上から3行目の「脱縁塩残渣等処理系統を…」とありますが、「脱」の隣の「縁」の字は不要でありますので削除をお願い致します。

それでは、議案第1号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）」についてご説明いたします。

はじめに、関係法令等についてご説明申し上げます。お手元に、お配りしております資料1「議案第1号に関する補足説明資料」をご覧ください。上段には、建築基準法第51条の条文を記載しております。

その条文では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、

都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。」と規定されております。

本日の案件は、一事業者が建設する施設であり、恒久的かつ広域的な処理を行うもの、また公共性を有していると認めがたく、その敷地の位置を都市計画決定することにはそぐわないことから、この条文にあるただし書きの規定に基づき、当審議会へ付議したものであります。当審議会の議が得られれば許可できることとなります。

下段の記載は、建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討事項についてです。それぞれについて検討が行われ、市街地への環境に影響はないなどと審査された上で、当審議会へ付議されております。

次に資料2をお開きください。産業廃棄物処理施設に関する建築基準法上の手続きをフロー化したものです。

次に資料3をお開きください。左側が産業廃棄物処理施設に関する建築基準法の手続きフローであり、右側が廃棄物処理及び清掃に関する法律の手続きフローとなっております。

次に資料4をお開きください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条による産業廃棄物処理施設の種類となります。今回の施設の種類の焼却施設となります。

次に資料5をお開きください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）により環境大臣による無害化処理認定フローとなります。今回の施設はこの環境大臣の認定を取得する施設となります。

次に資料6をお開きください。青森県環境影響評価条例に基づく手続きの流れとなります。現在、県の環境生活部環境保全課で、こちらの手続きに基づく手続きが、建築基準法上の手続きと併行し進められています。

それでは、本題の議案第1号についてご説明申し上げます。議案書は1から3ページとなります。参考資料はA3版4枚となっております。よろしいでしょうか。

参考資料の3枚目をお開きください。申請者は、東京鐵鋼株式会社 代表取締役社長 吉原每文。敷地の位置は、図面の中央部分に青色で囲まれたところで八戸市大字河原木字海岸4-11他17筆、八戸市大字河原木字浜名谷地76-4となっております。当該地は工業専用地域となっており、敷地面積は266,162.75㎡でございます。

次のページをお開きください。左下から1～4行目の焼却能力の欄をご覧ください。今回の施設は、低濃度PCB廃棄物であるPCB廃油を既設炉にて1日24時間に6.0t、PCB汚染物を固定床炉にて1日12時間に7.2t、PCB汚染物を小型焼

却炉にて1日225kg、既存炉にて廃プラスチック類を1日75t焼却する施設となります。

右の図をご覧ください。申請建物は、平屋建ての工場棟2棟で構成され、建築面積・延べ床面積とも336.00㎡と106.00㎡となっております。

次に、敷地の位置が都市計画上支障ないか否かについてご説明いたしますので、資料1に戻りまして「建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討事項」が書かれております、下段を参照ください。

これらの項目につきまして、資料7でお配りしております「法第51条ただし書き許可・・・に基づいた今回の計画の検討」を用いてご説明いたします。

まず、「都市内の位置」についてであります。その中で、上位計画の位置づけについては、

第5次八戸市総合計画および都市計画マスタープランに支障が出るような場所ではありません。

計画地は工業専用地域内にあり、市街化が見込まれる場所でもありません。

あおりエコタウンプランでは、八戸市を中心とした県内全域で、環境リサイクル産業の振興等を目指すものとしているため、リサイクル事業に関してはなるべく積極的に認めていくべきものであります。

次に、都市内の産業廃棄物処理施設の配置という点では、計画地は都市計画法第9条で定められた臨港地区内の工業専用地域に位置しています。

周辺は大型車両の通行に配慮された臨港道路に接しているため効率性も良く、また市街地への環境に影響はないと考えられます。

続いて、「立地区域・敷地条件」に移ります。

用途地域については、住宅系用途地域ではなく、近隣に住宅も密集していません。また、事業計画でも悪臭、排水が発生しないこととなっているため、環境への影響はないと考えられます。

他法令・立地規制区域については、埋蔵文化財の包蔵地ではありません。また、土砂災害特別警戒区域でもありません。

当該敷地の周辺建築物からの隔離距離についてですが、学校、保育園、病院、福祉施設等からは、一番近いところでも700m以上離れており、計画地及び周辺は工業専用地域であるため、民家は存在しません。

接道道路幅員については、計画地は3方向臨港道路に接道しており、幅員22.0mの当該臨港道路から出入りするため、地域交通等に及ぼす影響はないと考えられます。

続いて、「施設計画」についてです。敷地の規模・形状については、廃棄物である低濃度PCB汚染物等を無害化処理することにより金属片等の再資源化施設として設置します。再生原材料として有効利用することになり八戸地域での再資源化の有効活用に一役買うこととなります。

駐車場の確保については、運搬車の駐車スペースは、作業内容に見合った分として敷地内へ確保されています。

最後に、「交通処理」についてであります。搬出入経路・ルートとしては、幅員22.0mの当該臨港道路から進入します。付近の道路状況と比較しても、騒音・振動等の発生に関しての影響は少ないと考えられます。

交通量については、計画地は海面埋立地にあり、市街地の主要道路より約1km程度離れています。付近の道路状況と比較しても、交通量の増加に関して影響はないものと考えられます。

次に、許可対象施設の概要につきましてパワーポイントでご説明いたします。概要については既に先程説明した内容のとおりでございます。

施設の設置場所は、中央上部の赤色で囲まれた八戸市大字河原木字海岸4-11他17筆、八戸市大字河原木字浜名谷地76-4です。北側には八戸製錬(株)、東側には八戸港フェリーターミナルがあります。

運搬経路図になります。搬入は、排出元より八戸自動車道八戸北IC下車をしまして、国道45号から八戸環状線、そして八戸百石線を経由して工業専用地域内の臨港道路から黒色で囲まれた部分の施設に搬入します。

また、収集運搬につきましては、都道府県知事の許可に加えて、JESCOの入門許可を有した収集運搬業者で行います。

本施設の稼働に伴い新たに生ずる最大交通量は、1日あたり最大3台程度と予測しております。もともとの交通量としては、八戸環状線で1日あたり約6,444台、八戸百石線では1日あたり約16,554台であり、今回の交通量増加による渋滞等の影響はないものと判断しております。

施設配置図であります。PCB廃棄物搬入車両は赤線で示しております臨港道路より弊社敷地東側の物流門から入場して、増設した施設内で荷卸しをします。荷下ろし後は青線で示したとおり入場の逆ルートを走行して退場します。

平面図となります。図面左側が縦14m、横24mの前処理棟で、右側が縦14.5m、横7.31mの加熱分離棟の2つの建築物になります。床はそれぞれコンクリート舗装に加えて不浸透材被覆を施します。

立面図となります。建築物の高さは前処理棟、加熱分離棟ともに約8.4mになります。加熱分離棟については、固定床炉からの放熱を考慮して一部吹抜け構造となっております。

外観完成予想図となります。図面手前の左側から廃油タンク、加熱分離棟、前処理棟になります。屋根、外壁及び機器類の塗装については、既設の施設と同等のものを使用します。また、配色については既存とおなじく、屋根は緑色、壁は白色とし、景観を損なわないように配慮しています。

固定床炉の仕様となります。固定床炉は台車式バッチ炉で、炉内サイズ1.8m×4.8m×高さ2.1m、処理能力は7.2t/バッチになります。

処理対象物はPCB汚染物で主にトランス・コンデンサ等の筐体になりま

す。

炉底に設置されたバーナーにより 850℃以上で3～4時間加熱して、筐体等に付着したPCBを加熱分離（気化）させます。その加熱分離したガスを送風機にて既設燃焼炉へ送風して無害化条件であります850℃以上2秒以上滞留の下で完全分解します。稼働時間は7時～19時の12時間を想定しています。

小型焼却炉の仕様となります。小型焼却炉は一般小型バッチ炉で、処理能力は45kg/hとなります。

処理対象物はPCB汚染物で主にウエス・手袋等の可燃物となります。炉内が850℃以上の状態で投入をして、焼却処理をします。また、その際に発生するガスは固定床炉と同様に既設燃焼炉へ送風して完全分解します。稼働時間は10時～15時の5時間を想定しています。

廃油タンクの仕様となります。廃油タンクはコーンルーフ型でφ2.3m×3.9Hで容量が15kLとなります。また、ベントガスについて活性炭吸着装置を介してから排気します。廃油の処理については、既設燃焼炉へ送液して直接噴霧し、無害化条件であります850℃以上2秒以上滞留の下で焼却処理します。処理能力は250kg/hで、既設燃焼炉と合わせて24hの稼働を想定しています。

機器配置平面図となります。まず、PCB廃棄物は前段で説明された収集運搬車両で受入ヤードに搬入され荷受けをします。

ローリー車の廃油の場合は受入ヤードで送液管を接続して廃油タンクへ送液します。

トラックの筐体、ドラム缶等の場合は受入ヤードでフォークリフト等で荷卸しをして、油入りの場合は速やかに前処理・抜油室で抜油をした後に、保管トレイに載せた状態で保管ヤードに保管します。

その後、抜油後の筐体及び空ドラム缶等は固定床炉、前処理作業で発生したウエス及び手袋等の可燃物は小型焼却炉で処理します。

また、処理後に固定床炉から加熱残渣、小型焼却炉から燃え殻、既設燃焼炉から飛灰が発生しますが、そちらは分析室で完全に無害になっている事を確認します。

処理フローとなります。廃油については、一旦、抜油した後に、廃油タンクに送液され、そこから既設燃焼炉に直接噴霧し、焼却処理します。

汚染物（筐体等）については、固定床炉にて850℃以上で3～4時間加熱して、付着しているPCBを加熱分離（気化）させ、そのガスを既設燃焼炉へ送風します。

汚染物（ウエス・手袋等）については、小型焼却炉にて、炉内が850℃以上になっている状態で投入し、焼却処理します。また、その排ガスを固定床炉と同様に既設燃焼炉へ送風します。

そして、廃油と固定床炉及び小型焼却炉から送風されたガスは既設燃焼炉で無害化条件であります850℃以上2秒以上滞留の下で完全分解されます。

その後、減温塔で DXNs 抑制の為に 200℃以下まで排ガスを急冷、消石灰・活性炭の吹込みによる硫黄酸化物、塩化水素、DXNs の中和・吸着処理、バグフィルターによるばいじんろ過工程を経て、大気放出されます。

環境影響評価になります。既に青森県条例に基づき、県の環境保全課の指導の下、環境影響評価を行い、4月8日～5月7日まで評価書の縦覧を実施し、手続きが完了しております。

従って、「環境影響評価書」に記載された内容に基づき、ご説明します。

まず、大気質については、粉じんを発生させるような大規模な土地改変はなく、大量の二酸化硫黄、二酸化窒素を排出するような重機の使用もありません。

本事業に伴う運搬車輛の増加台数は最大3台/日であり、運搬経路となる主要地方道八戸百石線の現況交通量の1%未満であります。

また、本事業に伴い発生する排ガスの予測濃度ですが、PCB濃度については、規制値500,000pg/m<sup>3</sup>に対して、バックグラウンド濃度が420pg/m<sup>3</sup>、最大着地点濃度が440pg/m<sup>3</sup>とバックグラウンド濃度とほぼ同様となります。

次に、DXNsについては、規制値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>に対して、バックグラウンド濃度が0.028pg-TEQ/m<sup>3</sup>、最大着地点濃度が0.029pg-TEQ/m<sup>3</sup>とこちらもバックグラウンド濃度とほぼ同様となります。

以上のことから本事業に伴う大気質への影響は極めて小さいと判断されます。

騒音・振動については、申請地は工業専用地域であり、規制を定めていない地域であることに加えて、本事業での処理方式は焼却のみで、騒音・振動の発生源はありません。

悪臭については、高温の焼却処理により悪臭物質は分解されることと、煙突排出口及び敷地境界線上の臭気指数は、現在稼働中の焼却施設と同様の管理値を設定します。

水質及び水底の底質については、本事業の施設の稼働に伴う施設系外への排水はないことと、煙突排ガスの排出段階における影響・低減対策の実施を踏まえた大気環境濃度の予測結果から、本事業の実施後も現況濃度と同等となり、環境影響は極めて小さいと判断されます。

また、地下浸透防止対策として、全面コンクリート構造とし、更にエポキシ樹脂などの不浸透被膜を施すことから地下水質への影響もありません。

以上のことから、当該施設の計画について、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと考えます。

本日の当審議会の議を経まして、県の廃棄物処理施設の設置許可が下りしだい、建築基準法第51条ただし書きの規定により建築を許可したいと考えております。

以上をもちまして、議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

(氏家議長)

それではただいま説明のありました議案第1号につきまして、皆様方からご質問、ご意見等をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

(氏家議長)

スライド15環境影響評価のところ、表の水質の現況が0.0005mg/L未満と書いてあって、基準値が検出されないこととあり、現況と予測結果が同じ値ですが、これは、検出されないことと同じと考えて良いのでしょうか。

(事務局)

同じという事になります。

(氏家議長)

検出されない、ほとんど近いという事ですね。

(事務局)

はい。

(氏家議長)

それともう一点。スライドの参考資料の予測結果とあるのですが、このように海の側に手の指のように4方向に限って出ているのは季節的な風向き等を考慮してこういう結果が出ているのでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(氏家議長)

一年を通しての風向きということでこういう方向性が出るということですね。

(事務局)

はい。そうです。

(氏家議長)

ありがとうございました。

(氏家議長)

他に皆様方からご質問やご意見はございませんでしょうか。

(氏家議長)

ご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(氏家議長)

それではご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、八戸市長に対し、「原案のとおり議決された」旨、答申することといたします。

それでは、進行を司会の方にお返しいたします。

(司会)

皆様方には、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第140回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。